

電気供給約款の変更について

2026 年 10 月
大阪ガス株式会社

平素はバリューでんきをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は各一般送配電事業者の託送料金の見直しに伴い、電気供給約款等[※]を 2026 年 11 月 1 日付で変更し、電気料金を見直します。

見直し内容につきましては、下記に記載の通りとなります。

何卒ご理解いただきますとともに、今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご契約を継続いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

※ 電気供給約款、電気供給約款附則および電気供給条件を指し、以下「約款等」といいます。

電気料金の見直し内容について

(1) 変更時期について

2026 年 11 月 1 日付で約款等を変更し、2026 年 12 月検針分より変更後の料金を適用いたします。

(2) 変更内容について

変更後の料金単価につきましては、HP に掲載している電気供給約款をご確認ください。

※バリューでんき HP は[こちら](#)

今回の見直しの背景（託送料金の見直し内容について）

(1) 託送料金について

託送料金とは、当社をはじめ送配電網を利用するすべての事業者が、利用料として送配電事業者に支払う料金です。電力インフラの維持・管理に不可欠な公的費用として各事業者が一律に負担しており、お客さまの電気料金に含まれております。

(2) 変更内容について

各一般送配電事業者 9 社が、人件費や原材料費、金利上昇による費用増加等の影響を踏まえて、託送料金の見直しを行うため、2026 年 11 月 1 日付で託送供給等約款を変更いたします。

託送料金変更の詳細につきましては、経済産業省または各一般送配電事業者のホームページ等をご確認ください。

経済産業省ホームページ：

(中国エリア以外) <https://www.meti.go.jp/press/2026/09/20260911003.html>

(中国エリア) <https://www.meti.go.jp/press/2026/08/20260824001.html>

本件に関するお問い合わせ先

大阪ガス株式会社 0120-181-236 <受付時間>月～土/9～19 時 日・祝/9～17 時

※この書面は、電気事業法第 2 条の 13 に基づく、変更前に交付する書面です。当社は、電気個別要綱および約款等を変更する場合の供給条件の説明および書面の交付に当たっては、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明し記載いたします。

<小売電気事業者> 大阪ガス株式会社（A0048） 〒541-0046 大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号